

令和5年6月実施 木工房利用者との意見交換会議事録

1 開催概要

- (1) 日 時 令和5年6月23日（金）14:00～17:00
- (2) 場 所 札幌芸術の森陶工房ワークショップルーム
- (3) 出席者 利用者様：7名
札幌芸術の森：管理担当部長、創作普及課長、創作普及課工房係長、
管理課業務係長、創作普及課工房係担当者、創作普及課木工房職員
4名 計9名

2 議事録

冒頭に意見交換会の趣旨について説明

（以下、概要）

前回の意見交換会から時間が経ち、新たな問題が浮き彫りになっている。

また、木工房は、その利用者も労働安全衛生法の適用対象となっている施設で、利用方法については以前にも増して厳格運用が求められ、施設管理者の利用者に対する安全教育を含めた要請は高まっている。こうした要請に対し、ご利用いただいている利用者の高齢化や工房を久しぶりに再開する利用者に対する安全教育も今後必要と考えている。

このほか、施設にかかわる当事者には、利用者だけではなく従事する職員も含まれている。昨今の働き方改革だけではなく、職員の労働安全衛生の観点から、従前の利用方法が維持できなくなることもある。将来にわたって継続可能な運営のためにご利用の皆様と工房の利用方法について議論を積み重ねたい。

① 木工房の昼休憩時間の設定について

木工房の安全管理及び労働者としての職員労働環境の整備のため、日中利用時間の12時から13時までの間、工房内の作業を一斉に休止し、利用者と職員の昼休憩時間とすることを検討しております。

[説明]

木工房の運営は専門性を有する職員が担当しており、1日あたり、工作室と機械室に計2人工を要する。現在、工房の利用区分に昼の休憩時間がないことから、職員の休憩時間を確保するため、1日3名が交代勤務しているが、一斉昼休憩を設けることで、1日あたりの職員数を2名体制とできる。

過去に、木工房の運営人員確保がままならず休館となりご迷惑をかけた時期もあったことから、工房職員体制を見直すことで、貸工房や講習会事業の安定的な運営に繋げたい。

時間は、大型製材機の休止時間とあわせて12:00～12:45としたい。

[主な意見]

- ・ 考え方に反対しないが、昼休みに職員は休んでも、利用者はそのまま使いたい。夜間利用同様とするか、手元の作業は可としてほしい。
- ・ 作業に夢中になると時間を忘れるため休憩を設けてもいいと思う。
- ・ コロナで中止となっている工房内での昼食を再開できるようにしていただきたい。
- ・ 貸工房中に、芸術の森を訪れる観光客などの来園者に、施設を訊ねられることがあった。昼休憩などで職員が不在になると、そうした対応を利用者が押し付けられるのではないかと。

[芸術の森]

- ・ 工房内で昼食をとりたいという希望があるのは承知しているが、工房内の昼食の問題と昼休憩は関連する問題であるものの、別な議論であるので分けて整理したい。
- ・ 電動工具、加工機の使用は、昼休みは控えていただき、手元でできる作業に留めることで、昼休憩について概ね賛成ということであればその方向で整理し、ほかにご意見のある方がいればお聞きしながら、管理側と利用者による議論を重ねていきたい。

② 持ち込み道具・部材の木工房内の置き帰り（残置）について

木工房で使用する持ち込み道具・部材は、都度、持ち帰ることとし、原則残置しない運用にしたいと考えています。

[説明]

現状において、夜間区分と翌日の昼区分を継続利用している方は、便宜的に道具や制作中の作品の残置を許容していたが、作業道具や制作物は基本的に個人が管理すべきものであること、また、残置行為が工房の整然な備品管理や清掃作業を妨げることに伴い、日ごと入れ替わる利用者の利用環境に影響を与えることから、持ち込み道具や部材は、都度持ち帰りをお願いしたい。

但し、作品制作状況において、作品や部材を移動することが難しい場合などに対しては、工房職員に相談いただき柔軟に対応していくこととする。

[主な意見]

- ・ 過去に残置についてトラブルがあったことから、残置はしない方がよい。
- ・ 自分のものは一回ずつ片付けた方がよい。
- ・ 残置できなくなると利用しにくくなる。

③ 木工房内で作業可能な部材の考え方について

木工房内で作業できる部材のルールについて、運用において未整理部分がありました。作業の可否は素材によって判断するのではなく、作業内容と一体で整理していく必要があると考えています。

[説明]

木工房で加工を行うことのできる部材のルールと運用については、これまでも整理を行ってきたが、改めて今回整理したものを含めて、工房ご利用の皆様からのご意見・ご質問があったもの、工房での作業状況においてご留意願いたいものを中心に説明する。別紙

丸太とあて材については正確な基準面が全長にわたり2面取れ、十分乾燥しているものとする。最終的には職員が判断し、作業の可否についてお伝えする。廃材には釘や金属が入っている場合、刃が損傷する危険性がある。利用者による明らかな過失により損傷させた場合は、利用者による弁償についても今後判断させていただきたいと考えている。このほか、アクリル樹脂の利用の可否については、集塵機で吸い込めるものについては使用可能と考えている。

[芸術の森]

安全確保の観点と、工房は他の利用者と空間をシェアする利用形態であり、他の利用者が不便を被るような利用は問題と考えており、この前提で別紙を整理した。

[意見]

反対意見なし

④ 木工房の利用日数に上限を設けることについて

貸工房において定員に達する場合があります、新規利用やお勤めの関係で申し込みが直近になる方にとって、利用が困難となるケースが度々あります。ひと月あたりの利用回数に上限を設ける等、こうした課題に対応できないか検討しております。

[説明]

貸工房は2カ月前の同日から予約可能であり、利用可能な1日の枠が早々に埋まってしまいう日もある。一方、木工房の利用において、塗装作業などは他の利用者への影響もあることから、専用利用を案内しているが、一人の利用も入っていない日はほとんどなく、専用予約ができない状況。

概してお勤めをリタイヤされた方が早々に予約し、お勤めの方など現役世代で利用申込が1カ月前になる方々にとっては、希望日の予約に苦労するという状況が見受けられ、予約に不便される方々から意見をいただいている。将来の利用者を育てていくという施設としての運営姿勢もあり、予約の受け方について良い方法を引き続き検討していきたいと考えている。

ルールというより利用者同士の配慮という点で月に10回程度を上限に予約することを個別に相談して協力していただけないかと考えている。

[主な意見]

- ・ 提案に対して反対である。平日の利用日数が休日の利用日数に比べて少ない。自分も働いているときは土日しか来られないため、なかなか予約は取れなかったがルールがあるので仕方なかった。

- ・ 提案に基本賛成で、たとえ申込回数に上限があっても、利用日近くになって空きがあれば上限数を超えて予約することもできると思う。実際の不利益は小さくすることもできるので、一旦の回数制限はあっても良いのではないか。

[芸術の森]

条例や規則で定めてほしいとなると、とても難しい手続きになる。なにも今の利用を半分以上にしてほしいと求めている訳ではない。仮に一旦10回を上限としたとしても、それでも最もご利用いただくことになるので排除しているわけではない。意見交換会の冒頭、趣旨説明でも話をさせていただいたが、工房はさまざまな方々がご利用され、空間をシェアする利用形態であるので、みなさんの主張をどこかで折り合わせなければ成り立たないと思っている。他の利用者への少しの配慮というスタンスで、この問題を解決できないかと思っている。

本日は、時間の都合で一旦ここまでとするが、継続的に議論・検討させていただく。

⑤ 木工房の貸出に供する日数のあり方

木工房では、貸工房以外にも講習会をさまざま開催しております。また、保守点検や職員の勤務シフトを理由として休館日も設けております。こうした状況を踏まえた上で、貸工房として確保すべき基本となる日数について、整理したいと考えています。

[説明]

木工房では、現在の利用者に引き続きご利用いただき、新規の方の利用も獲得したいと考えており、そのためには、子どもから大人まで、初心者から上級者まで幅広い層を意識した講習会の開催と、工房利用者の拡大を目指した事業を行っていく必要がある。

また、昨年度から改めて検討している加工機講習会など利用者向けの安全教育なども必要と考えており、こうした講習会の体系的カリキュラムを構築したいと考える一方で、皆さんの貸工房として利用できる日数との折り合いが必要。この他に、施設のメンテナンスや職員の休日確保なども一定日数必要なことから、1カ月の利用日数のある程度パターン化し、貸工房利用者がある程度目途を立ててご利用いただけるようにしていきたい。

[主な意見]

- ・ 木工自由制作相談室など講習会が突然決まることがある。講習会も2か月前までに決まって公開してくれれば良いと思う。
- ・ 講習会日数を確保し、子どもが木工に触れられるような講習会が増えるのは賛成。
- ・ 講習会の日であっても、利用終了後に施設の一般貸出など検討できるのではないか。

⑥ 施設内での販売行為について

工房の利用ルールは、札幌芸術の森運営の大元である都市公園条例に基づき規則や約款に定められております。このなかで手続きに依らない販売や営業行為を禁じておりますが、販売

行為・営業行為の範囲や概念について、利用者の皆様と共有する必要があると考えています。

[説明]

工房の利用ルールは、札幌芸術の森運営の大元、都市公園条例に基づき規則や約款に定められている。このなかで手続きに依らない販売や営業行為を禁じている。販売行為・営業行為の範囲や概念について、利用者の皆様と共有させていただきたい。

条例規則等で禁止行為として想定する販売行為は、施設内で一定空間を占有の上商品当を陳列し、商品と金銭のやり取りが行われる行為と理解される。条例には、公園において「行商」をしようとする場合は市長の許可が必要であると定められ、それを具体的規則として定めた利用の約款では、工房利用者の遵守事項として「物品販売や料金を徴収して講習会を開催する等の営業行為を行わない」と定めている。

改めて、条例等規則に鑑み、芸術の森施設内であらかじめ販売行為許可等の手続きなく販売による商品の受け渡しや現金の受け取りは禁止行為に該当する恐れがあるので、それに類するような行為は行わないこと。また、他の利用者に誤解を与えるような行為・言動についても今後お控え願いたい。

[主な意見]

- ・ 規則については理解した。材料の利用者間での一斉購入など割り勘と判断できるようなやり取りについてはよいか。

[芸術の森]

割り勘については営業行為とみなしていない。あらかじめ、皆さんで申し合わせて一括購入することだけでなく、以前、個人で調達した部材を、利益を乗せないで同額で融通するような行為も割り勘の一つとして捉え、営業を目的とした販売行為としては位置付けていない。

ただし、お金のやりとりをしている利用者の方を見たら、スタッフがお声がけするかもしれないのでくれぐれもご注意いただきたい。

また、個人の活動を宣伝する行為については、例えば、音楽会のチラシを芸術の森施設内で、パンフレットケースなどで掲出する行為を認めているように、それぞれの活動を活発にすることに繋がることから禁止行為にはあたらないと考えている。こうした観点からチラシを配るなどの行為は認められる。

⑦ 木工房の貸工房としてのあり方について

貸工房において従事職員の主な業務は、安全な利用の管理と考えています。安全な利用の監督、加工機や工具の安全な利用のための作業の手ほどきについては業務の範囲と認めておりますが、特定利用者に注意を傾ける制作の指導は、貸工房における職員の業務から外していません。このことについて、ご利用の皆様がどのように感じられているかについて把握し、今後の工房運営の参考にしたいと考えています。

[説明]

職員の主要業務は安全な利用の監督であり、危険な利用があれば作業の制止や注意を行い、安全な作業方法の提案などを行う。また、加工機作業時の部材固定などの補助や加工機や工具の安全利用のための作業の手ほどきを行うこともある。

但し、安全管理業務を全うできなくなるような、一人の利用者にかかりきりになる制作に対する指導は行わない。また、作業の代行についても基本的には行わない立場で、使用できない加工機などがある場合は、木工自由制作相談室において相談いただくことで対応している。

[主な意見]

- ・ 木工房はいろんな人が来ているいろんなものをつくる。さまざまな利用形態に全てに対応したサポートするのが貸工房の目的か。
- ・ 初めて施設を使う人に対してはある程度レクチャーをした方がいいのでは？マナーを知らない人がいる。
- ・ 家ではできない作業をしに来ているので貸工房において技法などを聞きたい。自分が使えない大型機械でしかできない工程があり、次の工程にスムーズに進めるように作業代行していただき、また、作業手順について指導してもらいたいと思うことがある。
- ・ 工房利用は工房設備を借りているのであって、作業が自己完結できる方が利用するのが基本だと思う。
- ・ 以前から長く利用している利用者でもわからないことがあるから、危険なことがあればその時点で利用者に周知してほしいし、お互いに安全に作業ができるようにしたい。
- ・ お金を払ったら加工してもらえるサービスがあると良いと思うが、大前提として木工房は税金が投入されているからとても安く使用できる。作業代行については、安いのに利便性を求めすぎではないかという気もする。

[芸術の森]

貸工房は、当初、一定技量を持ち合わせた人を利用の前提と考えていたが、一人の利用者が全ての加工機を使用できるのかということそうではないケースも実際はある。一定程度、職員が貸工房利用者の作業に介入する必然性もあると思う。しかし、「制作の指導」については、これはある程度特定の利用者に職員がかかりきりになることも想定されるので、全ての利用者に同質のサービスを提供可能なのか、また、利用者にかかりきりになる作業代行が、職員の第一の使命である安全利用の監督を阻害する可能性もあると考えるので、居合わせる他の利用者の人数なども含め、いつでも約束されたサービスとして位置付けるのは困難と考える。

貸工房とは、ある程度自己完結できる方を利用者として想定しているのではないかというご意見もあるので、こうしたことを含め作業代行のあり方、貸工房における指導について、引き続き検討し、最終的には利用者にとって望ましい運用を検討していきたい。

⑧ 技術講習会について

令和4年度から、大型製材機を活用する講習会を開催しています。趣旨は、講習による作品製作を通じて、木工房を利用する皆様に、加工機の安全な利用方法を再確認いただき、作業に必

要な技術の維持向上を目指すものです。大型製材機を使う可能性のある利用者の方には必須で受講いただきたいと思いますと考えています。

[説明]

昨年度から経験者対象の加工機講習会を開催している。現在、加工機を使用している方々も、現在の利用が適切かなど使用方法の点検のため、是非とも受講いただきたいと思いますと考えている。安全面を考えれば、高齢者や久しぶりの利用再開者に対しては、加工機講習会受講を利用条件にしていくことも今後検討していきたい。

[意見]

意見交換会が予定時間を大幅に超過し、本議案については説明に留まったため意見無し

[芸術の森]

このほか、事前アンケートからご意見2点を報告。

- ・ 貸出工具類のチェックを強化してほしい
- ・ 貸工房予約をホームページでできるようにしてほしい

との要望があった。

工具のチェックは日々職員が行っているが、利用時に不備などお気づきの事があればその時に声をかけてほしい。ホームページで予約が出来ないことについては、新規利用者様などに作業に関する聞き取りが必要であるため、今は電話のみとしている。サービス向上については引き続き検討していく。

本日は、長時間に渡り各議案についてご意見をいただき、どうもありがとうございました。意見交換会を経て、木工房の運営について整理できるところは早速運用・改善を進めて参ります。

また、より深い議論を要する事案や、ほかにも課題が見えておりますことから、今後もこのような場を設け、ご利用の皆様と意見交換しながら施設の運営を定めて参りたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

以上